

社会福祉法人 キャマラード

平成28年度 事業計画

一 目 次 一

I 法人の理念	• • • 3
II 法人の概要	• • • 3
1 概要	
2 運営組織	
III 平成28年度の基本運営方針	• • • 3
IV 各事業所の事業計画	
〔みどりの家〕	• • • 4
① 生活介護事業	みどりの家
② 生活介護事業	第2みどりの家
③ 診療所事業	みどりの家診療所
④ 医療型特定短期入所事業（泊なし）	みどりワイワイ広場 放課後等デイサービス事業
〔多機能型拠点施設 つづきの家〕	• • • 8
① 生活介護事業	はぴねす
② 居宅介護事業 移動支援事業	横浜障害者サポートセンター「ぱれぽれ」
③ 短期入所事業	つづきの家ショートステーセンター らら 医療型特定短期入所（泊あり）事業
④ 日中一時支援事業	つづきワイワイ広場 医療型特定短期入所事業（泊なし）
⑤ 指定特定相談支援事業	さくら草
指定障害児相談支援事業	つづきの家相談支援センター
⑥ 診療所事業	さくら草
⑦ 訪問看護ステーション事業	つづきの家 診療所 キャマラード訪問看護ステーション
〔みどりスマイルホーム〕	• • • 14
① 共同生活援助事業	みどりスマイルホーム 壱・弐・参・四・伍番館
② 重度訪問介護事業	なごみ
V 法人全体の取り組み	• • • 17
1 各種委員会等の設置	
2 法人研修委員会（人材育成）	
3 事故防止対策	
4 法人地域交流委員会	
5 防災委員会	
6 保健衛生委員会（医療的ケア検討委員会含む）	
7 将来検討委員会	
8 年間行事予定	

I 法人理念

～ 地域の中で、自分らしく、いきいきと生きる ～

どんなに重い障害のある人も、地域の人々と共に、互いに手を繋いで普通の暮らしができる暖かい街づくりを実現していくために、社会福祉法人「キャマラード」は次のような理念に基づき運営していく。

- ・年令相応のライフステージに沿った援助をし、一人一人の自己決定に基づく自己実現を保障する。
- ・「人が生きていくことそのものを支える医療」と「人がより豊かに生きていくことを支える医療」を実現することで、一人一人の地域生活を支えていく。
- ・どんなに重い障害のある人でも、安心して生活していくことができる地域社会を作るため、利用者や家族の「願い」「思い」を共感し実現できる場を作る。
- ・地域に開かれたものとし、積極的に資源の開拓を目指す。

II 法人概要

1 概 要

- ・運営主体 社会福祉法人 キャマラード
- ・法人所在地 横浜市緑区青砥町 220-1
- ・運営事業
生活介護事業 短期入所事業 日中一時支援事業 障害児放課後等デイサービス事業
医療型特定短期入所事業（泊なし 泊あり）
居宅介護事業 移動支援事業 共同生活支援事業 重度訪問介護事業 診療所事業
訪問看護ステーション事業 指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業

2 運営組織（別紙参照）

III 平成28年度の基本運営方針

平成28年3月初旬に、法人設立以来初めて、支援中の死亡事故が発生した。

開所当初から、支援マニュアルや緊急時・救急時の対応マニュアル等を作成しその指針に沿って活動を展開してきた。

特に、事故 ヒヤリ発生時は速やかに報告し、全職員が再発防止に向け、共通認識ができる体制を重要な事としてきたが、事故を防ぐことが出来なかった。

現在、検証委員会に外部の第三者委員の方にも入ってもらい、より客観的に検証を行うことにより、今後同様な事故がおこらないよう再発防止策（法人の職員研修の在り方も含め）を検討中である。

上記事故を二度と繰り返すことが無い、利用者主体で遂行される事業の目的達成のために、各事業所の連携を更に深め、質の高いサービス提供ができるように、今年度も次のような具体的目標を掲げ、地域に根ざした事業を展開していく。

- ・利用者のニーズに応えて、安心して利用できるサービス提供を押し進めていく。
- ・大規模災害時に備え、施設内での防災対策の再確認と同時に、地域との連携を更に深め、防災協力体制を作りあげていく
- ・働く職員にとって、働きがいのある魅力的な職場環境作りと職員の就労定着率を高める環境作りを目指す。
- ・重い障害のある人たちと共に、新しい暮らしを作り上げていくことのできる、質の高い職員の人材育成に力を入れる。
- ・地域の中で安心して暮らすために、地域の周りにある資源 技術 知識などを共有している人や団体 行政等との連携を深めていく。と同時に重度重複障害福祉 医療等の専門的機能を持つ施設として、地域の方々への情報提供や相談を通して、その役割を果たしていく。

IV 各事業所の事業計画

[みどりの家]

1 生活介護事業

(1) 事業名称 生活介護事業（日中活動型）「みどりの家」

(2) 基本活動方針

- * 地域の中で一人一人が安心して生活できる地域社会づくりに参加する。
- * 自分らしく感じたり表現する体験の中で、自分らしさを見つける喜びを得る。
人生の主人公として、自分の好きなこと、やってみたいことに挑戦する。
- * いきいきと生きる。多くの人と出会い、その触れ合いの中で共に生きる喜びを得る。
- * 家族への支援

(3) 利用対象者

主に横浜市北部方面（主に緑区 青葉区等）に居住されている重度の障害を持った15歳以上の方

重度重複障害者・重症心身障害者（障害程度区分5・6 常時医療ケアを必要とする方も多数）

平成28年度一日定員 40名 在籍48名予定

(4) 活動内容

- *健康保持・増進の活動
- *「つくる」「感じる」「表現する」活動、生活を楽しむ活動
- *地域や社会と繋がる活動
- *家族に必要な支援（情報提供 等）

(5) その他

- *利用者の体調管理・診療所との連携：看護部
- *介護職員によるたんの吸引等（特定の者対象）の研修・実地研修・検定・指導等、
基本研修（研修実施機関として登録済）の開催：医療的ケア検討委員会
- *施設内の感染予防等：保健衛生委員会
- *利用者の給食：給食委員会・各グループ
- *利用者の社会参加活動・外出・レクリエーション・入浴・プール・作業
→ 活動部・各グループ
- *儀式的行事・全体行事の開催：運営部
- *活動に関する調整・援助体制等の調整：主任会 運営部
- *地域交流行事の開催：法人全体地域交流委員会（地域交流実行委員会）
- *利用者の写真提供：一般職
- *職員研修：運営部
- *施設内の防災対策：防災委員会
- *利用者の送迎：送迎部
- *年度内の活動日数：243日間の予定（具体的な日程については、別紙参照）。

(6) 従事職員構成

- *常勤 管理者1名 サビ管1名 支援員12名 看護師5名 事務職員1名
- *非常勤 支援員30名 看護師 1名 運転手5名 栄養士1名

2 生活介護事業

(1) 事業名称 生活介護事業（日中活動型）「第2みどりの家」

(2) 基本活動方針

- * 地域の中で一人一人が安心して生活できる地域社会づくりに参加する。
- * 自分らしく感じたり表現する体験の中で、自分らしさを見つける喜びを得る。
人生の主人公として、自分の好きなこと、やってみたいことに挑戦する。
- * いきいきと生きる。多くの人と出会い、その触れ合いの中で共に生きる喜びを得る。
- * 家族への支援

(3) 利用対象者

主に横浜市北部方面（主に緑区 青葉区等）に居住する15歳以上の方

重度重複障害者・重症心身障害者（障害程度区分5・6）

平成28年度一日定員 20名 在籍 19名予定

(4) 活動内容

- * 健康保持・増進の活動
- * 「つくる」「感じる」「表現する」活動、生活を楽しむ活動
- * 地域や社会と繋がる活動
- * 家族に必要な支援（情報提供 等）

(5) その他

【単体運営】

- * 活動に関する調整・援助体制等の調整：運営部
- * 利用者の写真提供：各グループ
- * 施設内の防災対策：防災委員会
- * 職員研修：運営部
- * 利用者の送迎：送迎部
- * 利用者の社会参加活動・外出・レクリエーション・プール・作業：各グループ

【みどりの家との合同運営】

- * 利用者の体調管理・診療所との連携：看護部
- * 施設内の感染予防等：保健衛生委員会
- * 利用者の給食：給食委員会
- * 儀式的行事・全体行事の開催：運営部
- * 地域交流行事の開催：法人全体地域交流員会（地域交流実行委員会）
- * 年度内の活動日数：243日間の予定（具体的な日程については、別紙参照）。

(6) 従事職員構成

常勤 管理者1名 サビ管1名 支援員5名 看護師1名
非常勤 支援員11名 看護師1名 運転手3名

3 診療所事業

(1) 事業名称

みどりの家 診療所

(2) 基本方針

重い障害のある人が、地域で安定した暮らしを実現するために、「人が生きていくことそのものを支える医療」と「人がより豊かに生きていくことを支える医療」の2つの視点を兼ね備えた診療所とする。

(3) 利用対象者

「みどりの家」「第二みどりの家」「スマイルホーム」「わいわい」などの当施設事業所の一機関として連携して事業を進めます。診療の対象は施設の事業所および「みどり福祉ホーム」「つたのは学園」「中山みどり園」「グリーン」「ふかふか」「文芸座」「特別支援学校」など近隣障害者施設・教育機関の全利用者・ご家族と職員とします。さらに当診療所の外来を利用する北部地域の知的・精神・運動障害児者をも対象とします。診療の目的はこれらの方の健康増進と疾病の初期治療、および生活習慣病の早期発見・早期治療を行うこととします。そのため下記事業を行います。

(4) 具体的事業内容

1. 原則的に診療所は施設開所時に開業することとし、夜間・休祭日は原則休業とします。しかしスマイルホームの夜間・早朝の電話受診をします。同時に在宅療養支援診療所として、緊急時に連絡できる体制をとり可能な医療対応をします。
2. 診療所は原則として午前に利用者と地域の障害児者の診療を行い、午後に各グループの回診・訪問診療・施設への回診を実施します。別に計画的に利用者・職員の健康診断、家族との面談、予防接種を行います。
3. 「第二みどりの家」および「わいわい」を診療に支障のない限り午後に回診し、必要により直接受診してもらい初期治療を実施します。別に月に4日程度で日を決めて午後に医師・看護師で回診し定期的な健康診査を行います。
4. 「みどり福祉ホーム」に対しては、第3火と第4水曜日の午後に医師の回診をし、第3水曜午後に看護師訪問で健康支援を行います。
5. 皮膚科と歯科を診療所に内科と共に置き、診療の向上に努めました。3ヶ月毎に皮膚科疾患に適切な対応をし、リハ科外来は休診中ですがハーモニー緑と連携して利用者の利便に努めます。また常勤のPTと非常勤のOT(週2回)とで全利用者に月1-2回の生活の場でできる訓練を実施し外来・訪問PTも実施します。
また歯科医と歯科衛生士とセットで月3回以上の初期医療と口腔内衛生・摂食機能の改善を目指した健診と処置を実施します。
6. 検査として心電図・脳波・骨密度検査を各約100件、レントゲン検査・顕微鏡検査と血算・CRP・検尿の自動測定装置を隨時にし、常に酸素飽和度計・呼気炭酸ガス濃度計・スマートベストでの呼吸機能増進を行います。
7. 研修・情報提供として、自己研修は当然として不断の情報収集に努めます。職員・家族との連携を図るために毎月ニュースの発行(通算71号)し、新設した診療所ホームページ(アクセス3677件・PV 14000件)を毎月更新し情報を広く公開します。
8. 多機能施設つづきの家とは医師研修日の相互補完などの連携に努め、不断の情報交換に努め相互の診療内容について齟齬のないように努めます。
9. 適切な保険診療のために対面診療に努め、直接診療した場合に診療報酬を請求するなどに努めます。地域の福祉施設への健康診断・相談と予防接種などをするため、一時的な診療所分室の開設を含めて適切な健康支援を行います。今季の予防接種は600件を超えました。
10. 運営と経済効率に努めます。検査は保健科学、カルテはメディコムに、医療物品はスズケンとアルフレッサスにし、医療物品の購入に経済原理を導入します。

(5) 従事職員数

常勤医1名、非常勤医(週1日2名、月2回1名、3月に1名)、

常勤看護師1名、非常勤看護師2名(週4日)、

非常勤歯科医師2名(月3回)、非常勤歯科衛生士2名(月3回)、

PT(常勤1名)・OT(非常勤週2回)、検査技師2名(月2回)、医療事務非常勤1名(週4日)

4 放課後等デイサービス事業 医療型特定短期入所事業（泊無）

- (1) 事業名称 児童福祉法 放課後等デイサービス「みどりワイワイ広場」
医療型特定短期入所（泊なし）・・・みどりワイワイ広場

(2) 基本方針

主に学齢障害児に対して、生活力が向上していくよう計画的、継続的に支援し、また学校教育とも連携し各自の自立を促進できるようにしていく。

家族が地域の中で、安心して暮らしていくような環境とそれをサポートできる体制つくりを、行政、福祉関係施設など各種福祉団体と連携しながら進めていく。

- 1、個別支援計画の作成
- 2、半年毎に家族と面談、個別支援計画の見直し・確認を行う
- 3、必要に応じて横浜市・区・家族・関係機関と連携し利用者の支援を行っていく。

(3) 主な利用対象者

横浜市北部方面に在住する、重症心身障害児・者

(4) 具体的な事業内容

- ・送迎体制・受入体制を事前にシミュレーションして、安全に行えるようにする。
- ・活動場所を「みどりの家」に移転し受入体制や受入人数を再度検討しながら、状況に合った受け入れ方法や事業内容を再度検討していく。
- ・1階の地域交流室を重症心身障害児の活動場所として、2階の生活体験室・スヌーズレン室を知的・自閉症の方の活動場所とする。施設内への出入りは診療所用の入口を使用する。知的・自閉症の方は非常階段を利用して2階生活体験室へ直接移動する。
- ・スタッフ間で利用者の状況・情報を共有し各々の個別支援計画に基づいた支援を行っていく。定期的に個別支援計画のモニタリングを行い計画を修正し利用者の状況に応じた支援を提供していく。また、必要に応じて関係機関とケース会議を実施し状況把握に努め支援に反映させていく。
- ・送迎については安全を考慮しながら可能な限り全ての希望者に対応しご家族の負担を軽減していく。

① 月～金

ビデオ鑑賞・絵本・リラクゼーション・スヌーズレン・散歩など個別プログラムをメインに行っていく。
また集団活動としてはと帰りの会を実施していき全体の中での司会などの役割や発言を練習していく。

② 1日定員 15名

曜日固定と緊急枠を含める。

③ 土曜日（月に2回開所）・長期休暇期間（夏・冬休み）

基本の開所時間は10～15時として、延長については、その都度検討。送迎は可能な限り対応する。

(5) 従事職員数

常勤職員 児童支援員 4名
非常勤 支援員 5名 看護師 1名 運転手 2名

(6) 職員研修

- ・各研修によりスタッフの技術向上及び交流を図り、よりよい支援と職場作りを目指す。
- ・研修委員会の方針に従い適宜研修やヘルパー会を開催していく。

〔多機能型拠点施設 つづきの家〕

1 生活介護事業

(1) 事業名称 生活介護事業（日中活動型） 「はぴねす」
平成28年度 一日定員 20名 在籍17名予定

(2) 基本活動方針

どんなに重い障害のある人も、一人の人間としてその人間性を尊重し、自己決定に基づいた、各々の自己実現を共に追求していく場を保障していく。その為に一人一人のQOL（生活の質）の向上を目指し、豊かでいきいきとした生活が出来るような支援を実践する。

- * 地域の中で一人一人が安心して生活できる地域社会づくりに参加する。
- * 自分らしく感じたり表現する体験の中で、自分らしさを見つける喜びを得る。
人生の主人公として、自分の好きなこと、やってみたいことに挑戦する。
- * いきいきと生きる。多くの人と出会い、その触れ合いの中で共に生きる喜びを得る。
- * 家族への支援

(3) 利用対象者

主に横浜市都筑区 港北区方面に居住する15歳以上の在宅重度重複障害者
利用者全員 障害程度区分 6 男9名 女8名 計17名
常時医療的ケアが必要な利用者 14名
(経管栄養 胃瘻栄養 吸引 酸素濃度常時測定 夜間呼吸器装着)

(4) 活動内容

- * 健康保持・増進の活動
- * 「つくる」「感じる」「表現する」活動、生活を楽しむ活動
- * 地域や社会と繋がる活動

(5) その他

- * 利用者の体調管理・診療所との連携・施設内の感染予防等を行う
- * 職員・ヘルパーによるたんの吸引等（特定の者対象）の研修・実地研修・検定・指導等、を進める
- * 利用者への安全で美味しい給食の提供に努める
- * 利用者の外出・レクリエーション・プール・作業等の活動を進める。
- * 儀式的行事・地域交流行事 等を企画したり、そこに参加することで、いろいろな体験をする。
- * 施設内の防災対策を充実することで安心して活動に参加できるようにする。
- * 利用者宅への送迎サービスを行う（医療度の高い利用者にも出来る範囲でのサービスを提供する）
- * 支援スタッフ職員は施設内外での研修を積極的に行い、利用者への支援技術向上を目指す。
- * 主に相談支援職員や法人他事業所職員との連携を図り、地域生活の充実を目指す。
- * 年度内の活動日数：243日間の予定

(6) 従事職員構成

常勤 管理者1名 サビ管1名 支援員3名 看護師3名
非常勤 支援員3名 運転手3名 栄養士1名

2 居宅介護事業 移動介護事業

(1) 事業名称

横浜障害者サポートセンターぱれぼれ

(2) 基本方針

法人の理念に基づき、居宅における援助および外出の援助をおこない、地域生活を支える

(3) 利用対象者

緑区・青葉区・都筑区・旭区の一部(若葉台)

登録利用者数 57(-3)名(男性 28(-2)名・女性 29(-1)名) ()内前年度比
うち、幼児 1(-6)名 学齢期 27 名 成人 29(+3)名 医ケアの必要な人 26(±0)名

(4) 活動内容

- ・幼児～学齢期の新規利用者の増員を検討(長期休みの長時間ケアが減り余裕が出てくる見込み)
- ・利用者の成長に伴うケアの見直しや課題を整理し、より良いマッチングを考える。
- ・職員・ヘルパーのスキルアップ・技術力向上のための研修への積極的参加を呼びかける
- ・喀痰吸引のある利用者の積極的受け入れと医療的ケアに対応できるヘルパーの育成に努める。
- ・年間5名の新規ヘルパー獲得を目標に努める
- ・2016. 11. 20(日) ヘルパー研修会「骨折予防」(仮) 開催予定

(5) 従業者数

常勤 支援員 3名 (女性のみ)

登録ヘルパー数 女性 40(+1)名 40代 12(-2)名 50代 18(±0)名 60代 10(+3)名

3 短期入所事業 医療型特定短期入所（泊あり）事業

(1) 事業所名称

つづきの家ショートステイセンター らら

医療型短期入所（泊あり）さくら草

(2) 基本方針

法人の理念に基づき、施設での宿泊ケアを行い地域生活を支える。

(3) 利用対象者

当法人の事業所を定期的に利用している重症心身障害児・療養介護者。また、らら契約後も定期的に利用して頂ける重症心身障害児・療養介護者。（1年間、ららを利用されない方は再度体験実習から始めて頂く。）

*医療的ケアのない福祉型の新規の契約は行わない。

(4) 実施内容

①利用者・家族のニーズを把握しそれに応じた宿泊を実施するよう努める。

- ・横浜北西部（都筑区・緑区・青葉区）の新規利用者（障害児者）の受け入れを行う。
また、自主送迎を行うのであれば3区以外でも受け入れを行う。
- ・医療度の高い障害児・者が宿泊できる施設が少なく、家族の負担を考慮した結果、ららでは医療的ケアの必要な利用者を中心に受け入れを行えるよう努める。
- ・緊急時（主たる介護者が本人の介護が難しく、急な事情を要する場合 倒冠婚葬祭など）は、他部署（行政担当者・相談支援担当者など）と調整・連携し宿泊を実施するよう努める。しかし、その場合は事前に他施設に依頼していることが大前提となる。
- ・自宅や通学、通所先までの送迎を行い、普段の生活リズムを崩さず宿泊できるようにする。
- ・祝日も開所し、宿泊日数の増加に努める。また、現在は月～木を宿泊日としているが、ヘルパー等の人材を確保し、段階的に金曜日も宿泊できるように努める。
- ・特別な理由のない連泊は行わず、全ての宿泊希望者が宿泊できるように努める。
- ・契約者に、毎月らら日程表を配布し、円滑に申込みが行えるように努める。また、日程表にお知らせ等も記載し、家族との情報の共有に努める。

② 安全に宿泊ができるよう努める。

- ・診療所、家族や他事業所と連携し、利用者の情報交換を行う。利用者の健康状態の把握し、緊急時の対応を行う。
- ・職員の知識、技術の向上を目指す。
- ・『災害』、『警報発令』時等のマニュアルに沿って行動できるよう、訓練を実施し職員間での確認を行っていく。
- ・感染の予防と蔓延防止に努める。

③短期入所内や各部署（担当）との連携を図り、事業の安定に努める。

- ・月2回の職員会議を設け、情報の共有を図り支援につなげる。
- ・円滑に事業が進むよう、担当の委員会・部会の会議に出席する。

4 日中一時支援事業 医療型短期入所事業（泊無）

(1) 事業名称

日中一時支援 ・・・ つづきワイワイ広場
医療型特定短期入所（泊なし） ・・・ さくら草

(2) 基本方針

障害を持つ方及びそのご家族が地域の中で安心して暮らしていくような環境とそれをサポートできる体制づくりを、行政、福祉関係施設など各種福祉団体と連携しながら進めていく。

- 1.未就学・学生・在宅・通所施設に通所されている方など、さまざまな状況のもと、各々の目的により日中一時支援を利用する中で、活動を通してより充実した時間を過ごせるように支援する。
- 2.ご家族が安心して就労・用事・家庭の諸問題を解決するのに必要な時間を確保できるように家族支援を行う。
- 3.利用の際には可能な限り、各方面への送迎を行い、家族の負担が軽減できるように支援する。

(3) 主な利用対象者

横浜市北部方面に在住する、重症心身障害児・者

(4) 事業内容

- ・受入体制 送迎体制を事前にシミュレーションして、安全を優先に受け入れを行う。
- ・スタッフ間で情報を共有し、安定した運営を行っていく。
- ・横浜市・区・家族・学校・他事業所と連携し、受け入れを行っていく。

- 1.開所日 月曜～土曜
工作・DVD鑑賞・絵本・リラクゼーションなど個別のプログラム中心
- 2.営業時間 10:30～19:00（職員の勤務時間も同じ）
- 3.サービス提供時間
基本 13:00～17:00 前後は応相談
学校・通所施設が休みの場合 10:30～15:30 前後は応相談
- 4.1日定員 10名

(5) 従業者数

常勤	支援員 3名	看護師2名
非常勤	支援員 3名	運転手2名

5 相談支援事業

1 事業名称

つづきの家相談支援センター（指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業）

2 基本方針

主に重い障害のある障害児者及びその家族に対して情報提供や相談を行うとともに、相談者の居住地域の福祉サービス事業所や教育機関、行政機関との連携を図ることにより、安定した地域生活を支えるために相談支援事業を行う。

- 利用者又は利用者家族の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって相談を行う。
- 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮する。
- 利用者の心身の状況又は環境に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保護、医療、福祉、就労支援及び教育等のサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 事業の実施に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図る、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
- 相談支援事業所として、「つづきの家」及び「みどりの家」の二拠点にそれぞれに「つづきの家相談支援センター」と「みどりの家 相談室」を設置し、各拠点の機能及び目的に応じた役割分担を行いつつ、相互に連携して事業を実施する。

3 利用対象者

主に横浜市北西部に在住する重症心身障害児者及び横浜市多機能型拠点利用対象者（医療的ケアが必要な重症心身障害児者のほか、遷延性意識障害の方、難病等の状態にある方を含む）とし、「みどりの家 相談室」はみどりの家及び第2みどりの家利用者を対象とする。

4 事業内容

休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までを相談窓口として、来所又は電話、訪問による相談を行う。ただし、緊急の場合には、時間帯を問わず、支援できる体制を確保していく。

- ① 計画相談支援の実施（サービス等利用計画の作成及びモニタリング）
※ただし相談員1人あたりの担当ケース数が50件を超えるため、業務負担も考慮し、新規については、数件程度の作成とする。
- ② サービス担当者会議の開催（計画相談支援に係るもの）
- ③ 一般相談支援（計画相談支援に係るもの以外）
- ④ 施設利用希望者の見学及び実習の受入窓口対応
- ⑤ 多機能型拠点つづきの家の各事業の利用相談及び利用受付
- ⑥ 地域自立支援協議会への参加（都筑区・緑区・青葉区）
- ⑦ 関係機関の連携及びネットワークづくり
- ⑧ その他、事業の普及・啓発に関する事

5 従事者数

常勤 管理者 1名 相談員2名

6 診療所事業

(1) 事業名称 横浜市多機能型拠点 つづきの家診療所

(2) 基本方針

- ① 多機能型拠点として全年齢層の障害をもつ方への対応・支援をしていく医療を行う。
- ② 成育医療から総合的医療を行う診療所、全人的医療を行う診療所を目指す。

以上、2点を基本方針とし以下を支援していく。

○障害のある方が、地域で家族と共に安心・安全にいきいきと暮らせるよう支援する。

○障害のある方・家族が健康で豊かに明るく生きていけるように支援する。

(3) 利用対象者

「わいわい」・「らら」・「ぱれぱれ」など施設事業所、「福祉ホーム」の利用者・ご家族とこの方たちを支援する職員、およびつづきの家診療所の外来を利用する横浜市（主に北部地域）の発達障害児・者、知的・運動障害児・者とする。

(4) 事業内容

健康の維持と傷病の予防、健康管理を主な業務とする。

疾病の治療・予防、および生活習慣病の早期発見・早期治療を行う。（健康診断、予防接種も）

職員、利用者が健全に安心して生活、業務できるよう設備環境、衛生環境を改善する啓蒙活動を行う。

1 原則的に診療所は施設開所時に開業することとし、夜間・休祭日は原則休業とする。

但し、在宅療養支援診療所として届けており、緊急時には連絡体制をとれる医療連携を可能とする。

2 診療は午前に利用者の診療と回診を実施する。午後は往診、日中一時支援施設（わいわい）等の回診を実施する。他に計画的に利用者・職員の健康診断、家族との面接、予防接種を行う。

3 医師の訪問診療を訪問看護ステーションと連携して在宅医療として実施する。又緊急時の往診も行う。対象は外来診療の障害を持つ利用者とする。通所者の欠席日にも往診を要すれば行い、退院後の健康支援も行う。

4 診療所は別に、リハビリ（PT）と歯科診療を行う。生活の場で役立つ理学療法（PT）や歯科処置を行う。歯科医師および歯科衛生士による歯科診療を行い口腔内衛生に努める。

また給食委員会に参加し、支援スタッフと協働して摂食評価と訓練を行う。

5 他に専門外来受診が必要な方には、婦人科受診その他総合病院等必要に応じて紹介を適切に行う。

6 心電図・脳波・レントゲン検査・顕微鏡検査・スマートベストを必要に応じ検査技師や看護師の補助で行う。

7 診療所の設立趣旨と事業概要に基づき適切な診療を行えるように、不断の情報収拾と自己研修に努める。

この趣旨にそって、機器の導入を検討する。（超音波診断装置等）看護師、受付等の自己研修も必要である。

8 啓蒙活動の一環として 診療所だより、保健だよりを配布する。

2016年度（H28年）に検討すべき事案は、

外来受診者の新規開拓を第一目標とする。

多機能型施設として他部門との連携を密にして、適切な医療提供のできる診療所の設立に努める。

地域へのアピール（宣言）不足があり、他施設への訪問（支援学校等）を行い、診療所の利用者増を図る。

法と社会秩序に則った適切な医療を提供するように努める。

リハビリの充実（訓練体制、装具外来）を検討する。訪問リハビリの検討 リハビリの研修、職員への講習等 リハビリの充実も大事な課題 病後ケア等で診療所ベッドの利用を模索する。

2016年度 検案事項

家族との個別面談ができるていないので、家族会等を利用して 不安や問題点の見直しを図る。

婦人科受診が、休止になっていたので 必要に応じて再開始する。 超音波機器のリース等を行い 利用者のチェック

呼吸器症状悪化が進むようであれば、みどりの家 同様に排痰補助装置をリースして 預防に努める。

徐々に側弯や拘縮症状が悪化していくので、PTによる 支援者等への研修・講習等を行い、日常支援で、行える対応・運動等の習得を図る。 肺炎球菌ワクチン等を利用者に積極的に勧めて行う。

看護師のレベルアップのため、重心施設での研修 受付事務レベル等 レベルアップのため 講習会・研修会への出席。

医師のレベルアップ等のため、講習会・研修会・学会等への出席。 学生時代（高3）までの学校生活の見学等（特別支援級）への訪問。

従事職員数

常勤医1名、非常勤医（週1日1名）、常勤看護師1名、常勤医療事務職1名 PT（常勤1名）

非常勤歯科医師、非常勤歯科衛生士（みどりの家と連携）、検査技師（みどりの家と連携）

7 訪問看護事業

(1) 事業名称

キャマラード訪問看護ステーション

(2) 基本方針

地域の中で寄り添い共に考えながら利用者様がいきいきと生活できるよう、医療ニーズに応じた質の高い訪問看護を提供できるようにする。

(3) 利用対象者

主に横浜市北部方面の緑区 青葉区 都筑区 近隣区 在住の障害児者

(4) 実施内容

専門の看護師等が利用者の家庭を訪問し、病状や療養生活を看護の専門家の目で見守り、適切な判断に基づいたケアとアドバイスを行い、在宅での療養生活が送れるように支援します。

- 病院や他事業所との連携、情報の共有をはかる。

→利用者の状況を判断し必要により関係事業所、主治医との連携を密にしていく。

各病院の医療連携室等との連携、定期的な情報交換をする。

- 研修会や勉強会への参加。

→スキルアップを図る。

必要と思われる研修は見極め積極的に意識的に参加し看護に取り入れていく。

各個人が得た研修内容などは、スタッフ間に伝えていく。

- スタッフ間の更なる連携(カンファレンスの充実)。

→利用者の状況をスタッフ皆が把握するようにしていく。

前日訪問した利用者状況を確実に伝わる様毎日のカンファレンスを行い、問題発生時は皆で解決を図るよう意見交換をしていく。

- みどりの家診療所、つづきの家診療所との情報交換をはかる。

→情報交換が必要な時には速やかに連携をとる。

- 訪問看護依頼利用者のニーズは学校、通園後が圧倒的に多い為対応を考えていく。

→今後さらにニーズは増えると考えられる為スタッフの増員やフレックス時間の導入を検討していく。

(5) 従事職員数

看護師 4名

[みどりスマイルホーム]

1 共同生活援助事業

(1) 事業名称

共同生活援助事業所 みどりスマイルホーム 壱番館、弐番館、参番館、四番館、伍番館

(2) 基本方針

「重い障害のある人が、地域の中で、自分らしくいきいきと生きる。」という法人の理念に基づき、「入居者に対し
て共同生活を送る住居において日常生活上の支援や食事・入浴・排泄等のケアを提供する」事を目標とする。

(3) 利用対象者

緑区 青葉区 都筑区 在住の重度重複障害者（内日常的に医療ケアが必要な利用者5名）

本法人運営事業所通所者（18名）他法人運営事業所通所者（5名） 男12名 女11名 計23名

(4) 実施内容

① 自立した快適な生活が持続できるように、健康の保持・増進に努める

*生活の中での表情の変化や行動等に留意し、観察をしていく。異状が疑われた場合、記録や口頭での引継ぎ
を確実に行う。また、通所部医療職や支援員、グループホーム看護師、訪問看護師と連携を図り、体調の変
化や身体の異常の早期発見に努める。

*健康に留意した食事提供

- 食事メニューの検討に努め、季節に応じたメニュー やアレルギーへの対応が出来る様に
配食業者との連携を図っていく。
- 体調に応じた食事内容の提供を行う。

*保清に努める。傷、痣など外傷の早期発見、原因究明に努める …保健部

- 異状等を発見した場合、関係部門や診療所医師への報告や確認を行う。また、必要時には関係者で集まり、
原因究明、再発防止にむけた話し合いを行う。
- 保清に関しては、支援方法の見直しを行うと共に入浴後、週末泊、訪問看護師来訪時等、定期的にチェック
を行う

*定期通院

- 基本的にはGH職員で行っていく。しかし、ご家族の希望なども含め、各入居者、ご家族に合わせた働き
かけを行っていく。

*車椅子等の作成及び修理

- 申請、付添は主に家族とするが、積極的な働きかけをし、今後に備える。
理学療法士、通所支援員と連携し、本人の状態を知ると同時に家族のフォローアップが出来る様、グル
ープホーム支援員も付添を行う。

*体調不良時の対応

緊急対応時マニュアル、生活マニュアルに準じて行っていく。

② 利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める

*個別支援計画書、中間評価、年度末評価の作成。

- 個別支援計画書作成後、支援計画に沿ったサービスを提供する。また、月1回の各館ミーティングで、入
居者近況報告と共に日々の生活の振り返りを行い、グループホーム支援員一同での共通理解に努めていく。
*全日開館に向けて、前進するため開館日の増を更に図る。

→平成28年度も新規館の運営に重点を置くが、土日開館の減少にならぬよう努める。

*給食メニュー や行事、個人の意向、ニーズの聞き取り。

*家族会参加 や日々の連絡。

- 入居者に対する思いやり、ご家族の現状を聞き取り、ご家族の意向を取り入れた支援を提供していく。

③ 地域との結びつきを重視し、市町村・他の障害福祉事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービ ス機関との連携に努める。

*福祉保健センター や他の障害福祉事業所との結び付きを持つ。

- 福祉機器、サービス等の事業所との連絡を行う。

- *グループホームの啓蒙やヘルパー獲得に努める。
 - ・スマイルホーム便りを発行し、地域や訪問者等へ配布。(8月、1月、4月発行)
- *自治会や地域住人との関わりを持つ。
 - ・地域の行事や訓練に参加する。

3 その他

- ① 行事、訓練他
 - *防災訓練は計画書を作成し実施。⇒防災部まとめ参照。
 - *入居者のニーズや季節に応じた行事を取り入れていく。
 - ・地域やご家族、他館が絡む場合、計画書を作成し実施。
 - ・各館それぞれに行事を検討。(計画書作成は、上記の通り。)
- ② 会議、打ち合わせ
 - *家族会 1/月 みどりの家の家族会終了後実施(第4月曜日)
 - *ヘルパー会 2/年 全体(4月)、各館毎(10月)

(該当月の第3土曜日に行うが、必要に応じて開催日時の変更または臨時開催も考える。)
 - *スマイルホーム職員会 1/年 3館合同(4月)
 - *各館ミーティング 1/月 基本(状況に応じて月1~2回実施)
 - *グループホーム部門での部会運営に努める(運営・主任・保健衛生・防災・)
 - *つづきの家相談事業所と連携したケースカンファレンスを必要時に随時行っていく。
- ③ 通所先との連携
 - ・ケース担当者同士での日々の連絡、調整に努める。
 - ・ケース担当者のフォローは、各館主任及びサービス管理責任者が行う。
- ④ その他
 - ・年間2回の法人主催行事は、夜勤業務者を除き、基本出勤日とするが、ケアホーム泊の人員配置を優先とする。

2 重度訪問介護事業

- (1) 事業名称 重度訪問介護事業所 なごみ
- (2) 事業目的：地域で暮らす障害児者の家庭(個人)へ訪問介護員を派遣し、地域生活を円滑に行なう事ができるよう支援する事を目的に事業を実施する。

(3) 基本運営方針：常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

(4) 利用対象者：主に本法人運営グループホーム入居者

(5) 実施地域：横浜市緑区・青葉区・都筑区・旭区の一部

(6) サービスの種類とサービス内容

下記のサービス内容から重度訪問計画を定めてサービスを提供する。

重度訪問介護(移動介護を含む)は市町村が決定した居宅介護の支給量と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービスを実施する。

- ① 身体介護(家庭(グループホーム)を訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を実施する。
 - ・入浴・清拭・洗髪
 - ・排泄介助
 - ・食事介助
 - ・衣服の着脱の介助
 - ・その他必要な身体介護を実施する
- ② 家事援助(家庭(グループホーム)を訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行なう。
 - ・調理 利用者の食事の用意
 - ・洗濯 利用者の衣類などの洗濯
 - ・掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓
- ③ 移動介護 (利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動は実施しない。)

V 法人全体の取り組み

1 各種委員会等の設置

(法人全体)

法人運営会議 将来検討委員会 人事委員会 法人研修委員会 法人衛生委員会 法人地域交流委員会

(各事業所毎に行われる委員会)

*事業所連絡会

地域交流委員会 保健衛生委員会 給食委員会 研修委員会 防災委員会 医療的ケア検討委員会

*職員会議

*各種部会(運営 主任 送迎 支援 活動 等)

(通所 グループホームの利用者 家族)

利用者会 家族会 施設家族連絡会

2 法人全体研修委員会 (人材育成) 隨時開催

法人職員としての、ふさわしい人材育成のために法人研修委員会を設け、研修等 スタッフの親睦を深めより良い職場作りを目指す

- ・研修の計画実施 新採用職員研修 中堅職員研修 全体研修 等の実施と各部所ごとの研修計画を行うと共に、法人内外の研修 研究発表大会への積極的な参加を促し、職員の専門知識の習得と援助技術の向上に努める。
- ・「医療」や「障害者総合福祉法」「福祉行政制度」など専門的な知識と実践を学ぶ。

*法人研修の他に、各事業所毎の研修委員会も設置され、人材育成をめざす。

3 事故防止対策

安全管理マニュアルや事故防止マニュアを作成しその指針に沿った活動が出来るようにしていく。

机上での訓練ではなく実際の場面を想定した訓練や講習を積極的に行っていく。

サービス提供中の事故及び事故に結びつく可能性があった事柄については、それぞれ「事故報告書」「ヒヤリハット」報告書を提出し、事故の再発防止に向け対策を検討していく。

特に、事故 ヒヤリ発生時速やかに報告し、全職員が再発防止に向け共通認識ができる体制が重要させていく。

4 地域交流委員会(月1回開催)

地域の中で自分らしくいきいきと生きていく事ができるように、地域に開かれた施設を目指すために法人地域交流委員会と各施設毎の地域交流委員会を設置し、地域交流事業を進めていく。

具体的な展開としては

(法人)

・広報活動 年2回の会報の発行 ホームページの開示と魅力あるホームページへの改修作業

(各施設毎)

・地域交流行事の開催 (たけのこ祭り みどりの家祭り ハロウインパーティー 餅つき大会等)

・施設開放 (多目的ホール 感覚体験室 の積極的な利用促進)

*今年度は、みどり つづきとも、地域交流室の開放が利用者の活動場所として使用する為できない。

施設開放の仕方は今後検討が必要となってきた。

・地域自治会役員との定期的な交流 (地元自治会からの参加や自治会主催行事への参加 他)

・ボランティアの積極的な受け入れとボランティアの発掘

5 防災委員会(月1回開催)

各施設毎に防災委員会を設置し、自衛防災組織の充実を図り、大災害に備える。

災害時、利用者 援助者共に生命の維持及び安全確保できる避難をするために「防災計画」に基づき、災害対

策を進める。

- ・防災訓練を定期的に実施し、利用者 職員ともに防災意識を高めるとともに、必要な知識技術の習得に努める。
- ・各利用者の自宅周辺における避難方法などに関して把握しておく。
- ・本法人は、大災害時には特別避難場所として、地域に居住する障害児 者の方に提供し、運営をしていく事となる。開設時に向けての準備を整えていく。
- ・非常災害用の準備品を備蓄管理しておく 食糧 飲料水 医薬品 毛布 携帯ラジオ他
- ・大規模災害時や災害時に備え、地域との連携を深め、災害時の相互協力体制を整備しておく。
- また、避難訓練時における消防署員の立会いにより、指導助言及び情報提供を受ける。

6 保健衛生委員会（月1回開催）

各事業所毎に委員会を、設け常に利用者の健康状態に留意し健康の維持増進を図ると共に、疾病の予防や異常の早期発見に努める。

1) 利用者の状態の観察を行い、利用者にあったケアを行う

- ・日々の健康チェック、定期的な健康診断などによる異常の早期発見に努める。また、医療機関との連携を図る。
- ・看護計画を立案し、情報を提示し支援する。 •加齢等による生理的変化の状態を観察する。
- ・健康の維持 増進に努める。 •利用者の情報交換を行い、情報を共有する。

2) 利用者の日々の生活が有意義で安全かつ充実できるよう努める。

- ・安全に「行事」「外出」「外泊」等が楽しめるように、看護の視点で携わる。
- ・家族とのコミュニケーションを図ることで、信頼関係を築き情報収集し支援につなげていく。

3) 感染予防に努める。

- ・「高齢 障害者施設の感染対策」に基づいて感染予防に努める。
- ・流行性疾患（ノロウイルス・インフルエンザなど）の流行時期には啓蒙活動を行う。
- ・感染症防止対策を職員が共有し、感染症の予防に努めると共に、保健衛生委員会を中心に本施設独自の感染症防止マニュアルの充実を図る。

4) 医療職およびスタッフ全体の知識 技術の向上に努める。

- ・医療職 各部署との情報交換を行う。
- ・必要時、保健衛生委員会や研修委員会等との連携をとり、職員研修の実施
- ・医療的ケア検討委員会と連携をとる。

7 医療的ケア検討委員会（月1回開催）

介護職によるたんの吸引等の実施がスムーズに行えるように、委員会を設置し、次のような内容について審議をしていく。

- ・介護職による医療的ケアの実施に向けての必要な書類の検討及び作成に関すること
- ・医療的ケアの内容及び範囲に関すること
- ・医療的ケアの座学や実施研修に関すること
- ・実施にあたっての人的体制について
- ・ヒヤリハット事例の蓄積 分析や緊急時の対応に関する事 その他

8 将来検討委員会（月1回開催）

当法人の設立理念である横浜市北部方面に在住する重い障害のある方々が「地域の中で、自分らしく、いきいきと生きる」ためのサービス提供をするために、事業展開をしてきた。

単に事業規模の拡大のみでなく、現行事業の拡充などを検討し、法人としての5年後 10年後の目標を明確にしていく。

9 衛生委員会

法人で雇用されている方の健康面のサポート 労働条件の把握 職員からの処遇改善等を審議する。